

野田村新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 3 月

岩手県野田村

目 次

第1 計画の基本事項	1
1 趣 旨.....	1
2 対象とする疾患.....	1
3 内容・位置づけ.....	2
4 見直し.....	2
第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
1 新型インフルエンザ等の特徴.....	3
2 対策の目的と戦略.....	3
3 発生段階.....	4
4 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方.....	6
5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点.....	7
6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等.....	8
7 対策推進のための役割分担.....	9
8 行動計画の主要5項目.....	11
(1) 実施体制.....	11
(2) 情報提供・共有.....	13
(3) 予防・まん延防止.....	14
(4) 予防接種.....	15
(5) 村民生活・地域経済の安定の確保.....	18
第3 各段階における対策	20
1 未発生期.....	21
2 海外発生期から県内未発生期.....	24
3 県内発生期.....	27
4 県内感染期.....	33
5 小康期.....	38
(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合などの対策.....	41

第1 計画の基本事項

1 趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

今回、これら国の動きを踏まえ、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、村全体の態勢を整備するため、野田村新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「村行動計画」という。）を定める。

2 対象とする疾患

(1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

新型インフルエンザ 新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザ

再興型インフルエンザ かつて世界規模で流行したインフルエンザであり、その後流行することなく長期間が経過しているもので、再興したもの。

(2) 感染症法第6条9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

(3) 鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、国内外で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、情報の集約・共有を行い、国及び県の各種通知に基づき、対策を協議・実施する。

3 内容・位置づけ

- ・本計画は、特措法第8条に基づき作成するものであり、野田村における新型インフルエンザ対策に関する基本的な方針及び村が実施する措置を定める。

特措法第8条第2項に規定されている市町村行動計画に掲げる事項

1	市町村の区域に係る対策の総合的な推進にかかる事項
2	市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項 ア 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 イ 住民に対する予防接種の実施その他のまん延防止に関する措置 ウ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
3	対策を実施するための体制に関する事項
4	対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
5	当該市町村の区域内における対策に関し、市町村長が必要と認める事項

- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）と整合性のとれた内容とする。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性の低い場合等、様々な状況に対応できるよう対策の選択肢を示す。

4 見直し

- ・新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、村は適宜適切に行動計画の見直しを行うこととする。
- ・政府行動計画及び県行動計画の改定があった場合は、適宜適切に見直しを行う。

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ・新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
- ・発生そのものを阻止することは不可能である。
- ・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、村内への侵入も避けられないと考えられる。

(2) 村民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

- ・病原性が高く感染拡大の恐れのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、村民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。
- ・長期的には多くの村民が患するものであるが、患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。
- ・村の危機管理に関わる重要な課題と位置づけて対策を講じていく必要がある。

2 対策の目的と戦略

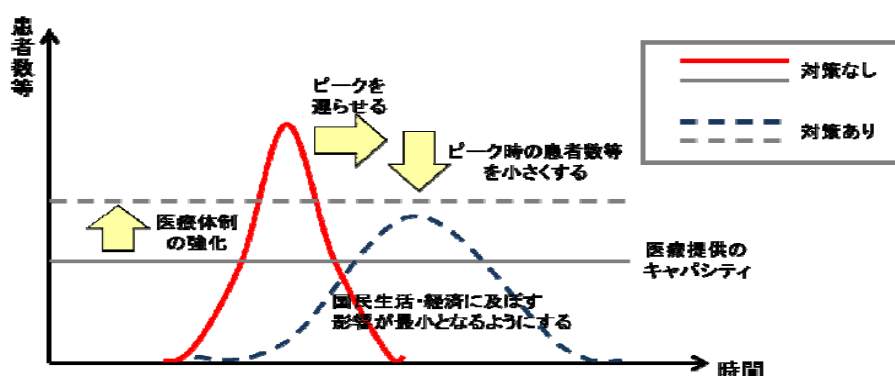
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護すること

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の受け入れ能力を超えないようにする。
- ・適切な医療が提供できる体制を作り、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 村民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるようにすること

- ・地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・村としての事業継続計画を作成・実施し、村民生活・村民経済の安定に寄与する業務の維持を図る。

<対策の効果 概念図>



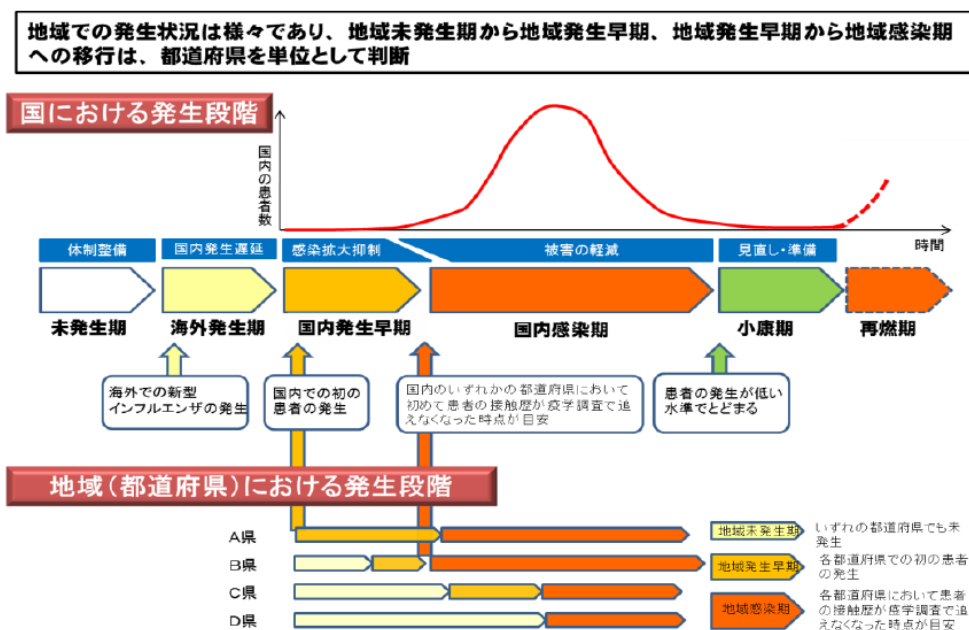
3 発生段階

- ・ 新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。
- ・ 政府行動計画では5つの発生段階に分類されているが、県行動計画においては6つに分類されている。本計画では、県行動計画の発生段階に合わせて、その対応を定める。
- ・ 国全体での発生段階の移行は、WHO（世界保健機構）のフェーズ（発生段階のレベル）の引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。
- ・ 地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、県内における発生段階及びその移行については、県が必要に応じて国と協議の上判断する。
- ・ 各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、対策の内容は、発生段階のほかに新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が出されているかどうかによっても変化する。

〈発生段階：政府行動計画と県行動計画の対比〉

発生段階	状 態		
未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県の判断	(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
			(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

〈国及び地域（都道府県）における発生段階¹⁾〉



4 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

(1) 柔軟に対応する

- ・政府行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。
- ・各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、「緊急事態宣言」がなされた場合には、対策の内容も変化することになる。
- ・実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力などの病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画に記載するもののうちから、実施すべき対策が決定される。
- ・病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、つぎの進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。
- ・野田村においては、国や県の対策に基づき、野田村の地理的な条件、交通機関等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の特性も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせて実施することとする。

(2) 発生段階に応じて対応する

ア 未発生期

- ・地域における医療体制の確認及び整備への協力。
- ・ワクチン接種体制の整備と周知、ワクチンの総合体制の確認。
- ・村民に対する知識の普及、啓発等、発生に備えた事前の準備。

イ 海外発生期・県内未発生期

- ・対策実施のための体制に切り替え、情報の収集に努める
- ・病原性や感染力などに関する情報が限られている場合は、被害が大きい場合を想定し準備する。

ウ 県内発生早期

- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等に協力する。
- ・病原性に応じて、県が行う「不要不急の外出の自粛要請」や「施設の使用制限」等に協力する。

エ 県内感染期

- ・国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や村民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行うとともに、状況に応じて臨機応変に対応する。

(3) 社会全体で感染拡大防止に取り組む

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- ・全ての事業者は自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。
- ・事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性について村民に周知する。

(4) 村民一人一人による感染拡大防止策

- ・新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、事業者や村民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ・県との連携のもと医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に当たって、村民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。
- ・その際には、法令の根拠があることを前提として、村民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

- ・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。
- ・新型インフルエンザや新型感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

- ・村対策本部は政府対策本部、県対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、それぞれの対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

- ・村は、村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定のお考え方

- ・新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。
- ・鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。
- ・国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際には、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要としている。
- ・新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。
- ・また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。
- ・国の推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国において必要に応じて見直しが行われる。
- ・新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考にし感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。

(2) 感染規模の想定

政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように試算している。

全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合

○医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。

○入院患者数及び死亡者数については、患者数の推計の上限値である 2,500 万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率 2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり、重度の場合では入院患者数の上限は約 200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人となる推計。

国の推計による全国、岩手県、野田村の患者数等の対比

(※村の人口は平成 27 年 1 月 1 日現在 4,495 人で試算)

区分		全国	岩手県	野田村
推計人口		1 億 2,730 万人	1,294 千人	4,495 人
受診患者数		約 2,500 万人	約 254 千人	約 880 人
入院患者数	病原性が中等度	約 53 万人	約 5.4 千人	約 19 人
	病原性が重度	約 200 万人	約 20 千人	約 71 人
死亡者数	病原性が中等度	約 17 万人	約 1.7 千人	約 6 人
	病原性が重度	約 64 万人	約 6.5 千人	約 23 人
1 日あたりの最大入院患者数	病原性が中等度	約 10.1 万人	約 1,030 人	約 4 人
	病原性が重度	約 39.9 万人	約 4,060 人	約 14 人

(注)

- ・病原性が中程度：1957 年アジアインフルエンザ等程度（致命率 0.53%）
- ・病原性が重度：1918 年スペインインフルエンザ程度（致命率 2.0%）
- ・全国及び岩手県の人口は総務省の「人口推計年報（H25.10.1）」から算出

(3) 社会への影響に関する想定

- ・村民の 25%が、流行期（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。
- ・罹患者は 1 週間から 10 日間程度症状を有し欠勤する。
- ・罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

7 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。

- ・WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生前、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ政府一体となった取り組みを総合的に推進する。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

（２）県の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応を果たす。

（３）村の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、村内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、村内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・村民に対するワクチンの接種や、村民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ・対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村、久慈医師会と緊密な連携を図る。

（４）医療機関の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染予防対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

（５）指定（地方）公共機関の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（６）登録事業者の役割

- ・登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・村民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- ・特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 村民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践する。
- ・新型インフルエンザ等の発生事に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

8 行動計画の主要 5 項目

本行動計画では、新型インフルエンザ等対策のために、村が取り組むべき 5 項目（「実施体制」「情報提供・情報共有」「予防・まん延防止」「予防接種」「住民の生活、経済安定のための措置」）について、具体的な行動内容を定める。

各項目について、発生段階ごとの取り組みは、「第 3 各段階における取組」に記述する。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等対策は、危機管理部門である総務課と健康管理部門である住民福祉課が中心となり、全庁を横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となって取り組む。

① 未発生期

新型インフルエンザ等の発生に備え庁議等の場を活用し、新型インフルエンザ対策における各課等の役割及び事前の準備の進捗状況を確認する。

② 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合

野田村新型インフルエンザ等対策班（以下「対策班」という）を設置するとともに

必要に応じ対策班会議を開催し、情報の収集及び提供、初動体制の確認等を行う。

ア 構成

班長：住民福祉課長

構成員：住民福祉課員

イ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等の情報収集及び、各課等への情報提供に関すること。
- ・新型インフルエンザ等が県内、村内で発生した場合の初動体制の確認に関すること等。

③ 県内未発生期（国内発生早期）

野田村新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するとともに、必要に応じ連絡会議を開催し、情報の収集及び提供、初動体制の確認等を行う。

ア 構成

座長：副村長

構成員：総務課長、住民福祉課長、産業振興課長、税務課長、地域整備課長、
特定課題対策課長、復興むらづくり推進課長、教育次長、議会事務局長、
出納室長

イ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等の情報収集及び、各課等への情報提供に関すること。
- ・新型インフルエンザ等が県内、村内で発生した場合の初動体制の確認に関すること等。

④ 県内で新型インフルエンザ等が発生した場合又は「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされた場合

野田村新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策迅速かつ総合的に推進し、村民の健康被害を防止及び社会機能維持を図る。（村長が必要と認める時は、県内発生以前であっても村対策本部を設置する。）

【村対策本部の位置づけ】

緊急事態宣言の前：任意の設置

緊急事態宣言の後：特措法及び新型インフルエンザ等対策本部設置条例に基づく設置

ア 構成

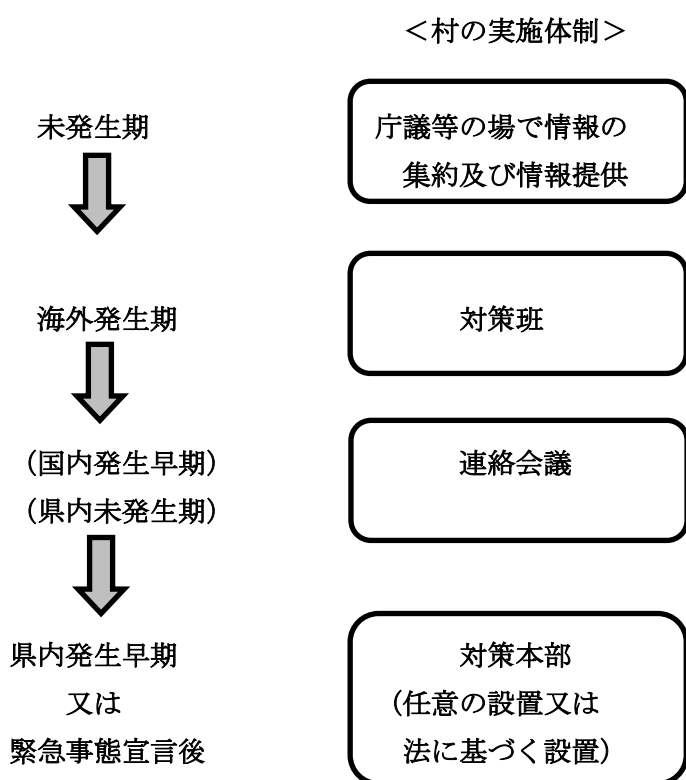
本部長：村長

副本部長：副村長、教育長

本部長員：総務課長、住民福祉課長、産業振興課長、税務課長、地域整備課長、
特定課題対策課長、復興むらづくり推進課長、教育次長、議会事務局長、
出納室長

イ 所管事項

- ・ 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- ・ 特定接種の実施への協力及び住民に対する予防接種の実施に関すること。
- ・ 村内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること
- ・ 村内における新型インフルエンザ等に関する医療の提供体制に関すること。
- ・ 村内における社会機能維持に関すること。
- ・ 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 村民及び事業者に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。



(2) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時における、検疫、医療等の各分野の施策の実施に当たっては、村民一人一人が、正確な知識に基づき、適切に行動することで、はじめて、まん延の防止が可能となる。

村は、最も村民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、村民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住村民からの相談受付等について、中心的な役割を担う。

そのために、発生前から、国及び、県が発信する情報の入手に努めるとともに、関係部署間での情報共有体制を整備する。

村は新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び見当が発信する情報を入手し、

村民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を整備する。

村は、発生時において個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、迅速に正確な情報を村民に提供するとともに、コミュニケーションに障害のある方（視覚障害者、聴覚障害者等）や外国人など受け手に応じた情報提供を行うよう配慮する。

村民の多くは、テレビ、新聞、ラジオなどのマスメディアから最も早く多くの情報を得ることが予想されるため、その情報の確認と整理が必要となる。

(3) 予防・まん延防止

健康被害を最小限にとどめ、村民の生活や経済活動への影響を少なくするためには、流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保することと、流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめることが重要となる。

有効な治療薬が無い場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生学的なまん延防止対策は特に重要な取り組みとなる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるようになるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や「発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行うこととなる。

ア 個人における対策

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けるなどの基本的な感染予防対策を実施するよう促す。

流行状況に合わせて、県等から要請される、外出の自粛、施設の使用制限などに協力し、適切な行動をとるよう促す。

イ 地域・職場における対策

感染の拡大を遅らせるためには、未感染者が、患者ないしは潜伏期間にある者と接触する機会を減らすことが重要で、人と人との接触を減らすための取組が有効である。

そのために、村は感染拡大防止を目的として県から要請される様々な措置に適宜協力する。

○新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための感染症法の基づく措置（健康観察、外出自粛の要請等）

○「新型インフルエンザ等緊急事態」（以下「緊急事態」という。）においては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限などの措置

ウ 学校における対策

学校現場からの感染拡大を遅らせるために、流行の状況に応じて、適宜学校閉鎖、学

年閉鎖、学級閉鎖等の措置について検討する。

エ その他

海外で発生した際、国や県が実施する検疫等の水際対策（※）について、県からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

（※発生国からの入国者に対する健康監視等、ウイルスや病原菌が国内に入ることを防ぐ目的で、空港や港を中心に実施される防疫体制）

（４）予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者や数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンと、新型インフルエンザの発生後にそのウイルスを元に製造されるパンデミックワクチンの２種類がある。

新型インフルエンザ等対策において実施される予防接種は、特措法において次のように定められている。

「**特定接種**」は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保する目的で実施されるものであり、国が実施するもの、都道府県が実施するもの、市町村が実施するものに分類される。

「**住民接種**」は新型インフルエンザ等緊急事態に、国民の生命及び健康並びに国民生活及び経済を守る目的で、市町村が実施するものである。

特定接種及び住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定に基づき、厚生労働大臣の指示により実施される。

本行動計画では、村の新型インフルエンザ等対策の実施に関わる村職員を対象とする「特定接種」及び、全村民を対象とする「住民接種」の実施体制について定める。

新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることが想定されるため、本行動計画では新型インフルエンザに限って記載する。

特措法に基づく予防接種

	特定接種	住民接種
根拠法	特措法第 28 条 予防接種法第 6 条第 1 項 (臨時の予防接種)	特措法第 46 条 予防接種法第 6 条第 1 項 (臨時の予防接種)
目的	医療の提供並びに国民生活及び 国民経済の安定を確保する	国民の生命及び健康並びに国民生活 及び経済を守る
対象者と 実施主体	①登録事業者のうち特定接種の 対象となり得るもの(国) ②新型インフルエンザ等対策 実施に関わる国家公務員(国) ③新型インフルエンザ等対策実 施に関わる地方公務員 (都道府県及び市町村)	全住民(市町村)
ワクチン	プレパンデミックワクチン	パンデミックワクチン
接種期間	政府対策本部長が指定する期間 (特措法 28 条第 2 項)	政府行動計画に基づく基本的対処方針に 定められる期間(特措法 46 条第 1 項)
接種方法	原則集団接種	原則集団接種
費用負担	特措法第 65 条の規定に基づき 実施主体が支弁する	特措法第 46 条第 3 項、第 69 条及び第 70 条の規定に基づく負担割合とする 原則 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

ア 特定接種

【ワクチン】

- ・国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄のワクチンを用いることとなるが、備蓄ワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる

【対象者】

- ・村の職員のうち新型インフルエンザ等対策の実施に関わる者
- ・国及び県、登録事業者などから接種について協力要請のある者

【接種体制】

- ・野田村が実施主体となる。
- ・接種に必要な医師等の従事者については、久慈医師会や関係団体等の協力により確保する。
- ・原則集団接種とし、接種会場は、保健センターや庁舎内を検討し、接種の必要な職員が接種できるようにする。

イ 住民接種

【ワクチン】

- ・パンデミックワクチン

【緊急事態宣言前の住民接種の位置づけ】

新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合においても、村民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、我が国の社会経済に深刻な影響を与える恐れがあるため、予防接種法第6条第3項の規定に基づく**新臨時接種**として、全村民が接種することが出来る体制の構築を図る。

接種費用は、自己負担が原則であるが、経済的理由により接種費用を負担することができないと認められた者に対し接種費用の減免措置を行うことが出来る。

【対象者の区分分け】 (政府行動計画)

1	医学的 ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられるもの a 基礎疾患を有する者（新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準が示される） b 妊婦
2	小 児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む
3	成年・若年者	
4	高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

【接種順位の考え方】

政府行動計画には下記の3つの考え方が示されている。

発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ、国が決定した順序やスケジュールに従い接種することになる。

- ①重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置く
- ②我が国の将来を守ることに重点を置く
- ③重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く。

【接種体制】

- ・野田村が実施主体となる。
- ・接種に必要な医師などの従事者については、久慈医師会など関係団体等の協力により確保する。
- ・集団的接種を基本とする。ただし、医学的ハイリスク者や妊婦については個別に接種を行う。
- ・パンデミックワクチンの大部分は10mlなどの大きな単位のバイアル（ワクチンの容器）で供給される。多くの対象者に早期に接種するためにも集団接種が有効となる。

- ・ 1 ml バイアル、プレフィルドシリンジ（あらかじめワクチンが充てんされた注射器）等の小さな単位のワクチンについては、妊婦、在宅医療の受療中の患者など、特に必要な者が利用するものとし、これらの者については個別接種も行うことが出来る。
- ・ 接種会場は、保健センターのほか、地区公民館や学校施設、医療機関等の中から、村民の利便性を考慮し設定する。
 - ※新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「国ガイドライン」という。）では人口 1 万人に 1 か所程度の接種会場を目安にしている。
- ・ 接種の円滑な実施のために、以下の事項等にも留意する。
 - a 接種に要する器具等の確保
 - b 接種に関する住民への周知方法
 - c ワクチンの需要量の算出

ウ 医療関係者に対する協力の要請（特捜法第 31 条及び第 46 条）

村長は、医療関係者の確保のため必要あるときは、岩手県知事に対し、医療関係者に対し必要な協力の要請又は指示を行うよう依頼することが出来る。

エ 健康被害救済について

予防接種後副反応報告は、予防接種法に基づき行われ、医療機関に義務つけられている。（定期予防接種と同様の取扱いとする）

接種対象者が、予防接種法に基づいて予防接種を受け、健康被害が生じた場合、村が実施主体となって実施したものについては、その健康被害の状況に応じて村が救済のための給付を行う。村内に居住する村民が村外で接種した場合でも、健康被害救済は予防接種法第 15 条第 1 項に基づき村が給付を行うこととなる。

（5）村民生活及び地域経済の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザ等は、多くの村民が罹患し、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40% が 2 週間にわたり欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することが出来なくなるおそれがある。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の生活を維持できるよう、行政機関や医療機関、事業者において事前に十分準備を行うことが重要である。

ア 野田村事業継続計画（以下「村事業継続計画」という。）の作成

- ・ 村は、村事業継続計画を作成し、新型インフルエンザなどの流行時に職員の欠勤が増えた状態においても、村民生活を維持するために欠かせない業務（戸籍の窓口業務や、上下水道、廃棄物処理、埋葬・火葬等）を継続するための対応策を定めておく。

イ 要援護者へ生活支援

- ・ 村は、最も村民に近い行政主体として、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯・障害者世帯等）への具体的

な支援体制について、発生前から検討し必要な準備を進める。(安全確認の方法、介護サービスの継続方法等)

- ・村は、要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護サービス事業者に協力依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。
- ・新型インフルエンザ等発生時における要援護者として、国ガイドラインでは以下の例が示されている。

a 一人暮らしで介護ヘルパー等がいなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者

b 障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者

c 障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者

d その他、要援護者と認められる事情を有し、支援を希望する者

ウ 埋葬・火葬の円滑な実施

- ・村は、県と連携し、死亡者が多数に上がった場合も、速やかに火葬を行うことのできる体制をあらかじめ整備しておくことが必要となる。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等の感染拡大により、死亡者の数が火葬能力を超える事態になった場合に備え、火葬を行うことが出来ない遺体の保存対策の検討が必要となる。

エ 家庭における食料品・生活必需品の備蓄の推奨

- ・新型インフルエンザ等が大流行した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想されるため、個人や家庭における対策として自助の視点は重要であり、2週間程度の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことを推奨する。

第3 各段階における対策

発生段階ごとに、主要5項目について実施すべき事項を記載する。

本行動計画の運用のために必要な実施事項、手順などの詳細は野田村新型インフルエンザ等対策マニュアル（以下「村対策マニュアル」という。）に定めることとする。

また、国、県が中心になって取り組む「サーベイランス」や「医療」については、「政府行動計画」や「国ガイドライン」、「県行動計画」や「岩手県新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（以下「県ガイドライン」という。）に示されている対策に、村は適宜協力することとする。

1 未発生期

状態

- ・新型インフルエンザが発生していない。
- ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られない。

目的

- ・国、県、国際機関等からの情報収集に努め、発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- ・平素から警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ、県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等事前の準備を推進する。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策や考え方については村民全体で認識を共有するため、未発生段階から情報提供に努める。

(1) 実施体制

ア 村行動計画等の作成

政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた村行動計画、村対策マニュアル、村事業継続計画を作成し必要に応じて見直しする。

イ 体制の整備及び国・県との連携強化

- ・県、指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・村は、県や岩手県県央保健所が中心となり新インフルエンザ等対策を目的に開催する会議、研修、訓練などに積極的に参加し連携を図る。

(2) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ・村は新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、村広報誌や村公式ホームページ、有線放送等を活用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う。
- ・村は、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 体制整備等

- ・村は新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、発生状況に応じた村民への情報提供の内容や方法について検討し、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・村は、県が構築する予定の関係機関や市町村間で情報が共有できるシステムを活用し、情報収集、情報共有を図る。
- ・村は、新型インフルエンザ等の発生時に、村民からの相談に応じるための相談窓口

(コールセンター)の体制について検討し、設置の準備を進める。

(3) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

- ・感染予防のため、村民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター(※)に連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないため不要な外出を控える事、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

(※発生国からの帰国者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者で、発熱、呼吸器症状等を有する者についての受診等の相談調整を行う窓口)

イ 地域対策・職場対策

- ・村は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。
- ・村は、村公共施設で使用する消毒剤等の感染防護用品や、対策業務に従事する職員の感染防止のため个人防护具等の備蓄を進める。

(4) 予防接種

ア ワクチンについて

- ・ワクチンの研究開発及び生産、備蓄、供給体制等に関する情報収集に努める。

イ 特定接種対策の基準に該当する事業者の登録への協力

- ・村は、国が実施する基準に該当する事業者登録を進めるために国、県からの要請に基づき周知作業等に協力する。
- ・村内における、特定接種の対象となる登録事業者に関する情報収集を行う。

ウ 接種体制の構築

【特定接種】

- ・村は特定接種の対象となる村職員の範囲を確認するとともに、集団的接種を原則として、庁内の接種体制を構築し職員間で情報共有しておく。

【住民接種】

- ・村は、県の協力を得ながら、村内に居住する者が速やかにワクチン接種できる接種体制の構築を図る。
- ・円滑な接種の実施のために、県の技術的支援を受け、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、野田村以外の市町村での接種を可能にするよう調整を図る。
- ・村は、国が示す接種体制の具体的なモデルなどを参考にし、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

エ 情報提供

- ・ 県と連携して、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的事項について積極的に情報提供を行い、村民の理解を図る。

(5) 村民生活及び地域経済の安定の確保

ア 村事業継続計画等の作成

- ・ 村は新型インフルエンザ等の発生に備え、村事業継続計画を作成し、庁内における感染対策、主要業務の継続のための考え方を定める。その作成に当たっては、必要に応じて県からの支援を得る。

イ 要援護者への生活支援

- ・ 村は、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き、役割を決めておく。

ウ 火葬能力等の把握

- ・ 村は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。

エ 物資及び資材の備蓄等

- ・ 村は、新型インフルエンザ等の対策に必要な物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備を整備等する。

オ 物資供給の要請等

- ・ 県では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制の整備を要請する。村は県からの要請に応じ、その取組に適宜、協力する。

2 海外発生期から県内未発生期

状態

(海外発生期)

- ・海外で新型インフルエンザ等の患者が発生したが、国内では発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態。

(県内未発生期)

- ・県内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。国内では患者が発生している場合もある。

目的

- ・新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と患者早期発見に努める。
- ・県内での発生に備えて体制の整備を行う。

考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国、県等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、村民に準備を促す。
- ・村民生活及び地域経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア 体制強化等

- ・海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、村対策班を設置するとともに、必要に応じ村対策班会議を開催し、情報の収集及び提供、村行動計画に基づく初動体制の確認等を行う。
- ・国が緊急事態宣言を行った後は、速やかに村対策本部を設置する。
- ・村は県と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、村民に広く周知する。また、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、速やかに新たな情報の周知に努める。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- ・海外において発生した新型インフルエンザ等について、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・村は、県と連携して、村民に対して、海外及び国内での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの情報と並行して村のホームページや有線放送等の複数の媒体を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムに情報提供し、注意喚起を行う。
- ・新型インフルエンザ等対策のため、関係部署から村民に発信する情報はできるだけ整理集約し、村民が混乱しないようにする。(発信後の情報は村対策班または村対策本部に報告する)

イ 情報共有

- ・県が設置する国や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を活用し情報の共有を図る。

ウ 相談窓口（コールセンター）の設置

- ・村は、県からの要請に応じ、村民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を住民福祉課に設置し、国が作成したQ&A等を活用し適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

- ・国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、県、事業者等と相互に連携して、村民に広く周知する。
- ・国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や、海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。
- ・国、県が連携して実施する水際対策に協力する。

(4) 予防接種

ア ワクチンの生産・供給等に関する情報の収集

- ・村はプレパンデミックワクチンの製剤化パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報、またワクチンの流通体制についての情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 接種体制

【特定接種】

- ・村は、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行い国の基本的対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員に対して、集団接種を基本に、本人の同意を得て特定接種を実施する。

【住民接種】

- ・村は特措法第46条に基づく住民接種または予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種について、全村民が速やかに接種できるよう、「第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針」(P15～P18)に基づき、具体的な接種の準備を進める。

ウ 情報提供

- ・村は、国や県からの情報に基づき、村民に対しワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等に関する情報を提供する。

(5) 村民生活及び地域経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・県は県内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。村は県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 埋葬・火葬の円滑な実施

- ・村は県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。併せて、遺体の保存作業に必要となる人員などの確保についても検討する。

3 県内発生期

状態

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことが出来る状態であるが、都道府県によって状況が異なる可能性がある

目的

- ・県内での感染拡大をできるだけ抑える
- ・患者に適切な医療を提供する
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う

対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため村民への積極的な情報提供を行う。
- ・県では新型インフルエンザ等の患者さん以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、村民生活及び村民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

ア 村対策本部の設置

- ・県内に患者が発生した場合、緊急事態宣言がなされる前であっても、村対策本部（任意）を設置し、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ村対策本部会議を開催し、村内における対策を協議、実施する。
- ・村は、県と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、村民に広く周知する。また、病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針が変更された場合は、その内容を確認するとともに、速やかに新たな情報の周知に努める。

イ 緊急事態宣言※の措置

国が、新型インフルエンザ等の発生状況により、岩手県の圏域を指定し緊急事態宣言を行ったときは、速やかに特措法及び野田村新型インフルエンザ等対策本部設置条例に基づく村対策本部を設置し、基本的対処方針、県行動計画及び村行動計画に基づき必要な対策を実施する。

※緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき機関、区域が示される。
区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を国が指定する。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

ウ 政府現地対策本部の設置

国が岩手県内に新型インフルエンザ等現地対策本部を設置した場合、国及び県からの要請に応じ、村は、その取組等に適宜協力する。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・村は県と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、村民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、理由、実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・村は、県と連携して、一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・村は、村民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、村民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における村民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・村は、村対策本部において、情報の集約を図るとともに、村民や関係機関に向けて発信する情報を一元化するよう努める。
- ・庁内の関係部局が村民に情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて村対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・県が設置する国や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を活用し情報の共有を図る。

ウ 窓口相談の体制強化・充実

- ・村民からの相談の増加に備え、住民福祉課に設置したコールセンター等の体制を充実・強化する。国が示すQ&Aを適切に活用する。

(3) 予防・まん延防止

ア 県内での感染拡大防止策

- ・県では、国と連携し、県内発生早期には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。村は、県からの要請に応じその取組に適宜協力する。

イ 村民・事業所等への要請

- ・村は、県と連携し、村民、事業所、福祉施設に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を奨励する。
- ・村は、県と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請すると共に、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の奨励を要請する。
- ・村は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染拡大を防ぐために国が示す目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行う。
- ・村は、県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・村は、県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

村は、圏域において緊急事態宣言がされている場合には、国、県からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力する。

○ 外出自粛の要請（特措法第 45 条第 1 項）

知事は、住民に対し、期間と区域を決めて、生活の維持に必要な場合を除き不要な外出をしないことや基本的な感染対策の徹底について必要な協力を要請する。

○ 施設使用制限等の要請

知事は、期間を決めて、学校、福祉施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る）興業場等多数の者が利用する施設の管理者又はその施設を使用し催事を開催する者に対し、施設の使用制限若しくは停止又は催事の開催の制限若しくは停止の措置を講ずるよう要請する。

○ 施設職場等での感染対策の徹底（特措法第 24 条第 9 項）

知事は、学校、保育施設等以外の施設について職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。また、その要請に応じない施設（特措法例第 11 条に定める施設に限る）に対し、公衆衛生上の問題が発生していると判断された場合、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。

※ 上記の施設使用制限等の要請及び施設職場等での感染対策の徹底について、その要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保持、県民生活・県民経済の混乱を回避するために必要であると認める時に限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

○ 公共交通機関における対応

適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状がある者が乗車しないことや、マスクの着用等エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼びかけなど行う。

○ 世界発生の場合の重点的感染拡大防止策

国は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合、地域における重点的な感染拡大防止策について検討する。

(4) 予防接種

ア ワクチンの供給

- ・国においてワクチンが確保された場合、県では速やかに供給できるよう準備を行う。村はこれらの情報を収集し、予防接種の準備を進める。

イ 特定接種

- ・村は、国の基本的対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員に対して、集団接種を基本に、本人の同意を得て特定接種を実施する。

ウ 住民接種

- ・村は、国が示す、ワクチンの接種順位にかかる基本的考えや接種スケジュールを確認しつつ、パンデミックワクチンの供給体制が整い次第、久慈医師会など関係機関の協力を得て、住民接種を開始する。併せて、住民接種に関する正確な情報を村民及び関係機関に提供する。
- ・村は、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種について、「第 2 新型インフルエンザ等対策の基本方針」(P15～P18) に基づく接種体制をとる。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・村は、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 村民生活及び地域経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・県では、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。村は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

イ 村民事業者への呼びかけ

- ・村は、村民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県は、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。村はその取組等に適宜協力する。

ウ 在宅で療養する患者への支援

- ・村は、県と連携し、関係団体の協力を得ながら患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

エ 埋葬・火葬の円滑な実施

- ・村は、県と連携し、随時、火葬能力の確認を行うとともに、確保した感染防護のための資材（手袋、不織布性マスク、非透過性納体袋等）を遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。なお、非透過性納体袋は、県が、病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配布する。

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

○ 水の安定供給

- ・村は、消毒、その他の衛生上の措置等、緊急事態においても水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

○ サービス水準に係る村民への呼びかけ

- ・村は、県と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを村民に呼びかける。

○ 生活関連物資等の価格の安定

- ・村は、県と連携し、村民生活及び村民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、村民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。

上記の対策に加え、村は、国、県からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

○ 事業者の対応等

- ・指定（地方）公共機関は業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

○ 電気及びガスの安定供給

- ・電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

○ 運送・通信・郵便の確保

- ・運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

- ・ 郵政事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するための措置を講ずる。

○ **緊急物資の運送等**

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売事業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・ 県は、指定（地方）公共機関が正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、当該指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

○ **犯罪の予防・取締り**

- ・ 県では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締を徹底するよう指導・調整する。

4 県内感染期

状 況

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

目 的

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限にする。
- ・ 村民生活及び村民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者やが適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、村民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできるだけ継続する。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 村対策本部設置の継続

- ・ 国が基本的対処方針を変更した場合は、村対策本部においてその方針を確認し、村行動計画に定める対策を実施する。

イ 緊急事態宣言がなされている場合の措置

- ・ 村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに村対策本部を設置し、必要な対策を実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延により、村が緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法に基づき他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・村は、県と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、村民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策決定のプロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・村は、県と連携して、一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・村民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、村民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

- ・村は、県の設置する窓口を活用し、国や関係機関等とのインターネット等を利用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

ウ 相談窓口（コールセンター）の継続

- ・村民からの相談の増加に備え、住民福祉課に設置した相談窓口体制を継続する。国から発出されるQ&Aを適切に活用する。

(3) 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止策

- ・村は、県と連携し、村民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・村は、県と連携し、事業所に対し、職場における感染症予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・村は、県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するため国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。
- ・村は、県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・村は、県と連携し、病院、高齢者施設等の「基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県では、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる。

村は、県からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

○ **外出自粛等の要請（特措法第 45 条第 1 項）**

知事は、住民に対し、期間と区域を決めて、生活の維持に必要な場合を除き不要な外出をしないことや基本的な感染対策の徹底について必要な協力を要請する。

○ **施設使用制限等の要請（特措法第 45 条第 2 項）**

知事は、期間を決めて、学校、福祉施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る）興業場等多数の者が利用する施設の管理者又はその施設を使用し催事を開催する者に対し、施設の使用制限若しくは停止又は催事の開催の制限若しくは停止の措置を講ずるよう要請する。

○ **施設職場等での感染対策の徹底（特措法第 24 条第 9 項）**

知事は、学校、保育施設等以外の施設について職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。また、その要請に応じない施設（特措法例第 11 条に定める施設に限る）に対し、公衆衛生上の問題が発生していると判断された場合、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。

※ 上記の施設使用制限等の要請及び施設職場等での感染対策の徹底について、その要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保持、県民生活・県民経済の混乱を回避するために必要であると認める時に限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

（4）予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

県内発生早期の対策（P30）を継続する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

（5）村民生活及び地域経済の安定の確保

ア 事業者の対応

・ 県では、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。村は、その取組に適宜協力する。

イ 村民・事業者への呼びかけ

・ 村民に対し、食糧、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
・ 県では、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買い占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

ウ 要援護者の生活支援

・ 村は、緊急事態宣言がなされている場合、国や県からの要請に基づいて、関係団体の協力を得ながら、一人暮らしの高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を実施する。

エ 埋葬・火葬の円滑な実施と特例への対応

- ・村は、引き続き円滑な火葬の実施に努める。
- ・村は、県からの要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集する。村はその取組に適宜協力する。
- ・緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、国が、公衆衛生上の危害の発生を防止するために緊急の必要があると認め、墓地、埋葬等に関する法律に規定する手続きの特例（※）を定めた場合には、その特例に基づき対応する。

（※野田村長以外の他市町村長による埋葬又は火葬の許可を可能とする、特に緊急の必要があると認められるときは埋葬及び火葬の許可を要しない）

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

○ 水の安定供給

- ・県内発生早期の記載（P31）参照

○ サービス水準に係る村民への呼びかけ

- ・村は、県と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを村民に呼びかける。

○ 生活関連物資等の価格の安定

- ・村は、県と連携し、村民生活及び村民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買い占め売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・村は、県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、村民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、村民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・村は、県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずる恐れがあるときは、村行動計画の定めに基づき適切な措置を講ずる。

村は、国、県からの要請に応じ、以下の取り組みに適宜協力する。

○ 業務の継続等

- ・指定（地方）公共団体及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。
- ・県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対応を速やかに検討する。

○ 電気及びガスの安定供給

県内発生早期の記載（P31）を参照する。

○ **運送・通信・郵便の確保**

県内発生早期の記載（P31）を参照する。

○ **緊急物資の運送等**

県内発生早期の記載（P32）を参照する。

○ **物資の売渡しの要請等**

- ・ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による取引の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該使用者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

○ **犯罪の予防・取締り**

県内発生早期の記載（P32）を参照する。

5 小康期

状 況

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

目 的

- ・ 村民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する「対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について村民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・ 村は、国が基本的対処方針を変更した場合は、その対処方針を踏まえ、県と連携し、村行動計画に基づき対策を協議、実施する。

イ 緊急事態解除宣言※がされた場合の措置

- ・ 国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。

※「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったことを認めるとき」とは、以下の場合等であり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聞いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ①患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- ②患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ③症例が積み重なってきた段階で、当初予定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合。

ウ 対策の評価・見直し

- ・ 各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及びガイドライン等の見直し、県による県行動計画及びガイドライン等の見直しを踏まえ、村行動計画等の必要な見直しを行う。

エ 村対策本部の廃止

- ・ 緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに村対策本部を廃止する。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・村は、県と連携して、村民に対し第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて情報を提供する。
- ・村は、村民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県と連携し、共有化を図る。

イ 情報共有

- ・村は、県と連携し、県関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

ウ 相談窓口の体制の縮小

- ・村は、適宜、相談窓口体制を縮小する。

(3) 予防・まん延防止

村は、県と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを村民に周知する。

(4) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合の措置

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 村民生活及び地域経済の安定の確保

ア 村民・事業者への呼びかけ

- ・村は、県と連携し、村民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県では、事業差に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買い占め及び売惜しみが生じないように要請する。

イ 在宅で療養する患者への支援

村は、県と連携し、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き必要な支援を行う。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

○ 業務の再開

村は、県からの要請に応じ、以下の取組等に適宜協力する。

- ・県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

- ・ 県は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。
- **新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等**
 - ・ 村は、県と連携し、県内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小・中止する。

<参考>国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策

村は、「岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画」に記載されている下記の取り組みについて、国及び県等からの要請に応じ、適宜、協力する。

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多くみられている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

1 実施体制

県は、国内外において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合は、情報の集約・共有を行い、必要に応じ、庁内関係課や関係機関の会議を開催し、国の各種通知に基づき対策を協議・実施する。

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

県及び久慈保健所（以下「県等」という。）は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

(2) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県等は、県内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

3 情報提供・共有

県等は、県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。

4 予防・まん延防止

人への鳥インフルエンザの感染対策

(1) 水際作戦

県は、検疫所から検疫法に基づく診察、健康監視、通知等があった場合には、必要な協力を実施する。

(2) 疫学調査、感染対策

① 県等は、国に対して、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を依頼して、積極的疫学調査を実施する。

② 県等は、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）を実施する。

③ 県は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

(3) 家きん等への防疫対策

①県は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、これらが発生している国・地域からの家きん等の輸入停止、渡航者への注意喚起、県内の農場段階での衛生管理等を徹底する。

②県は、国内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。

関係部局間の連携を密にし、岩手県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を支援する。

5 医療

(1) 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

①県等は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じたうえで、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。

②県等は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。また、国からの情報提供に基づき、岩手県環境保健研究センターにおいて検査を実施する体制を整える。

③県等は、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。

(2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO(世界保健機構)が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

①県等は、海外からの帰国者で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供し、また、県内の医療機関等に周知する。

②県等は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。